

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の前の見出し及び同条を削る。

第二条に見出しとして「(刑法の一部改正)」を付し、同条中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加える。

第二条中第十二条に一項を加える改正規定、第十六条の改正規定及び第二百三十一条の改正規定を削り、第二条を第一条とする。

第三条を第二条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)」を付する。

第五条のうち第七十四条の改正規定中『』を削り、「第八十五条第一項各号」を「第八十六条第一項各号」を『第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十五条第一項各号、第百三条若しくは』を「第八十六条第一項各号、第百三条又は』に改める。

第五条のうち第八十四条の改正規定中「削り」の下に『、「行わせ」を「行う機会を与え」に改め』を加える。

第五条のうち第九十三条の改正規定のうち同条中「長は、」の下に「受刑者が希望するときは、その」を加え、「場合には、」を削り、「行わせるもの」を「行う機会を与えるもの」に改める。

第五条のうち第二百八十八条の改正規定のうち同条第三項中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、第五条を第四条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(更生保護法の一部改正)」を付し、第七条を第六条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「(更生保護事業法の一部改正)」を付し、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(少年鑑別所法の一部改正)」を付し、第十二条を第十一条とする。

附則第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、第三条、第五条、第七条、第九条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第四百四十一条第一項ただし書及び第四百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第三項を削る。